


## 第58回山形県発明くふう展開催要項

- 1 開催期日 令和5年10月14日(土)～10月15日(日)  
午前10時～午後4時まで(※15日は午後3時まで)
- 2 開催場所 **展示会場** 山形市霞城公民館 3階 講堂  
〒990-0832 山形市城西町二丁目2-15  
TEL 023-643-2687 FAX 023-643-2784  
**表彰式会場** 山形市総合福祉センター 2階 交流ホール  
〒990-0832 山形市城西町二丁目2-22  
TEL 023-645-9230 FAX 023-645-8015  
**審査会会場** 山形市霞城公民館 3階 講堂他(同上)
- 3 主催 山形県、山形市、一般社団法人山形県発明協会
- 4 後援 東北経済産業局、山形県議会、山形県教育委員会、山形市議会、山形市教育委員会、公益社団法人発明協会、日本弁理士会、山形県市長会、山形県市議会議長会、山形県町村会、山形県町村議会議長会、山形県市町村教育委員会協議会、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、山形県中小企業団体中央会、公益財団法人山形県企業振興公社、公益財団法人山形県産業技術振興機構、公益社団法人山形県観光物産協会、山形県工業会、NHK山形放送局、山形新聞・山形放送、山形テレビ、テレビユー山形、さくらんぼテレビ、日刊工業新聞社東北・北海道総局、毎日新聞山形支局、朝日新聞山形総局、読売新聞山形支局(予定)
- 5 協賛 山形県小学校教育研究会理科部会、山形県中学校教育研究会理科部会、山形県中学校教育研究会技術・家庭科部会、山形県高等学校教育研究会理科部会、山形県高等学校教育研究会工業部会(予定)
- 6 応募のきまり
  - (1) 応募対象者
    - ① 県内の小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒(少年少女発明クラブの会員を含む)
    - ② 県内の高等学校(高等専門学校及び専修学校は、高等学校と同等程度のものに限る)の生徒
    - ③ 大学・短大の学生、県内に居住する発明者、考案者または創作者(個人及び中小企業の従業員の職務に属する発明等)
    - ④ 共同制作の場合は3名以内
  - (2) 応募作品
    - ① 内容は、応募対象者自身の創意と工夫による、新規で独創性に富む発明くふう作品。1人で複数の出品も可とします。
    - ② 作品の大きさは、縦、横、高さとも1メートル以内、重量20kg以内とします(厳守のこと)。
    - ③ 対象外となる作品は、新規な発明くふう作品と認められないもの(単なる工作品や模型、図面だけのもの、他人の作品をまねしたもの、過去に本展に応募したことのある作品)、展示に耐えられない壊れやすいもの、危険物でできたもの、著作権の存続している著作物(音楽、イラスト、キャラクター等)を一部でも使用したもの、作品名に会社名、商品名、キャラクター名を使用したもの。
  - (3) 申込み方法と締切り
    - ① 所定の申込書に必要事項を記入し、令和5年9月20日(水)まで、山形県発明協会にEメール、郵送、持参のいずれかで提出すること。  
(注) 提出は「申込書」だけとし、作品は作品搬入日に会場に直接持参のこと。
    - ② 学校及び少年少女発明クラブからの申込みは、申込書とあわせて「一覧表」を、できるだけ

Eメール（添付ファイル）で提出すること。

※ 各様式は、山形県発明協会のホームページ（URL: <http://yamagata-i.sakura.ne.jp/>）に掲載。

[山形県発明協会](#) [検索](#) 

(4) **申込み場所** 〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター内  
一般社団法人山形県発明協会 山形県発明くふう展担当

TEL 023-644-3316 FAX 023-644-3303 E-mail [jiii-yama-iku@guitar.ocn.ne.jp](mailto:jiii-yama-iku@guitar.ocn.ne.jp)

(5) **特許の出願**

特許、実用新案および意匠の出願を希望する場合は、申込書提出前に出願しておくこと。（なお、出願等に関して、一般社団法人山形県発明協会にて無料で相談を受け付けている）

(6) **作品の搬入**

出品者は、応募作品と「出品票」を本展会場に受付日の時間内に持参し、係の指示にしたがって展示する。 ※学校と少年少女発明クラブは、作品をまとめて持参のこと。

【受付日時】 令和5年10月9日（月）午後1時から午後3時まで

(7) **作品の搬出**

会期終了後、出品者は、作品を搬出する。 ※学校と少年少女発明クラブは、作品をまとめて搬出のこと。

【搬出日時】 令和5年10月16日（月）午前10時から午前11時まで

(8) **審査**

主催者、学識経験者等で構成する審査委員会が審査にあたる。なお、審査経過や内容等の問い合わせには回答しない。

(9) **表彰**

・特別賞 13点（賞状、賞品）

山形県知事賞（2点）、山形市長賞、東北経済産業局長賞、山形県議会議長賞、山形県教育委員会教育長賞、山形市議会議長賞、山形市教育委員会教育長賞、公益社団法人発明協会会長奨励賞（2点）、日本弁理士会会長奨励賞（2点）、一般社団法人山形県発明協会会長賞（予定）

・優秀賞 （山形県工業技術センター所長賞など） 約17点（賞状、賞品）

・優良賞 約20点（賞状、賞品）

・団体賞 山形県知事賞 約5団体（賞状、賞品）

(10) **発表**

本展会場に掲示するほか、応募者（個人の場合）、学校、少年少女発明クラブに電話やFAXで通知する。併せて新聞、テレビ等に情報を提供する。

(11) **表彰式**

令和5年10月15日（日）午後1時30分から、山形市総合福祉センター 2階 交流ホールにて挙行する。

(12) **全国展への出品**

入賞作品の中から、児童生徒（小学生、中学生、高校生）の優れた作品について第82回全日本学生児童発明くふう展に推薦出品する。

(13) **その他**

主催者は、作品の到着後、取扱い・保管には細心の注意を払う。万一、火災、盗難その他の不可抗力により紛失又は破損した際には、その責任は負わないこととする。

また、作品及び応募資料に記載された情報は、本展普及の目的で主催者及び後援団体等の印刷物・ホームページ等へ掲載する場合がある。